

第3期堺市人権施策推進計画(案)に対するご意見を募集します

本市では、平成19年施行の「堺市平和と人権を尊重するまちづくり条例」に基づき、総合的に施策・事業を推進するため、堺市人権施策推進計画を策定しています。現行計画が令和4年3月に計画期間が終了することに伴い、新たな視点等を踏まえて改定します。

つきましては、パブリックコメント制度に基づき、この案に対する市民の皆さまのご意見を下記のとおり募集します。

1 意見の募集期間

令和3年12月15日(水)～令和4年1月14日(金)

2 意見の提出方法

次のいずれかの方法でご提出ください。様式は自由です。

なお、口頭(電話等を含む。)では受け付けておりませんので、ご了承ください。

○郵送の場合：〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号 堺市 人権企画調整課宛

○窓口へ直接持参の場合：堺市 人権企画調整課(市役所高層館6階)

※土曜、日曜、祝日を除く午前9時から午後5時30分まで

○ファックスの場合：072-228-8070

○電子メールの場合：jinkenki@city.sakai.lg.jp

※本市ホームページのパブリックコメント意見募集フォームからも提出いただけます。

3 第3期堺市人権施策推進計画(案)の内容

- ・第3期堺市人権施策推進計画(案)
- ・第3期堺市人権施策推進計画(案)【概要版】

※第3期堺市人権施策推進計画(案)及び概要版は、市政情報センター(市役所高層館3階)、各区役所の市政情報コーナー、各図書館、人権企画調整課(市役所高層館6階)で閲覧及び無料配布します。

4 その他

○提出されたご意見は、整理集約し、ご意見等に対する堺市の考え方を市ホームページ等で一定期間公表します。

- ・ご意見を提出された方の個人情報は公表しません。
- ・ご意見を提出された方に対し、個別の回答はいたしません。
- ・ご意見に基づき案を修正した場合、修正内容と理由を併せて公表します。

○単に賛否の結論だけを示したのものや、趣旨が不明瞭なもの等については、ご意見の概要や本市の考え方をお示しできませんので、ご了承ください。

○提出されたご意見のうち、個人や団体の利益を害するおそれのある情報については公表しません。

5 問い合わせ

堺市 市民人権局 人権部 人権企画調整課
〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号
電話 072-228-7159 FAX 072-228-8070
電子メール jinkenki@city.sakai.lg.jp